

令和7年度 町単
塩野第2マンホールポンプ場 No.1 ポンプ更新工事
特記仕様書

御 代 田 町

第1節 一般事項

1-1 目的

本仕様書は、令和7年度 町単 塩野第2マンホールポンプ場 No.1ポンプ更新工事に適用する。

1-2 修繕工事箇所

塩野第2マンホールポンプ場 北佐久郡御代田町大字塩野字馬場2846番地15
また、詳細については別添位置図（資料1）を参照。

1-3 基準

この特記仕様書によるほか、業務の共通仕様書は、長野県建設工事標準請負契約約款・土木工事（長野県土木部）・機械設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部）等によるものとする。

1-4 準拠規格

本工事においては、本仕様書による他、次の規格に準拠するものとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気技術検定（JIAC）
- (3) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (4) 電子機械工業規格
- (5) 機械設備に関する技術基準
- (6) 日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書
- (7) その他関連するもの

1-5 受渡し

発注者係員立会のうえ、しゅん工検査を行う。本検査合格後受渡しとする。

1-6 提出書類

書類作成は、契約約款によるもの及び以下のものとする。

提出書類	提出部数	提出期日
着手届	1部	受注後速やかに
現場代理人、主任技術者等指定通知	1部	受注後速やかに
施工計画書	1部	受注後速やかに
工事工程表	1部	受注後速やかに
完成図書 (性能表)	2部	設計後速やかに
しゅん工図書	2部	しゅん工届提出時
打合議事録	1部	打合せ後速やかに
工事写真	1部	しゅん工届提出時
その他	必要部数	指示した都度

1-7 保証事項

受渡し後、1年以内に修繕・据付の不良に起因する障害（修繕前にはなかった異音・振動・温度上昇も含む）が発生した時は、請負者の費用と責任において、発注者の承認する方法において速やかに修理または取替えを実施しなければならない。

第2節 工 事

2-1 対象機器

修繕工事対象機器は次のとおり。機器の詳細については別添機器図（資料2）を参照。

【塩野第2マンホールポンプ場】

- (1) 名 称：No.1水中汚水ポンプ 1台
- (2) 形 式：80DSMZ
- (3) 電 源：200V×3φ×60Hz
- (4) 電動機出力：11kW×4P
- (5) 規 格：0.46m³/min×26.16m
- (6) 設置年度：平成14年度
- (7) 製 造 者：(株)荏原製作所

2-2 工事内容

工事内容は次のとおり。

- (1) 既設ポンプの撤去及び新設ポンプの据付
- (2) 結線
- (3) 既設ポンプの処分
- (4) その他必要な調整

第3節 施 工

3-1 機器・材料等の取り扱い

- (1) 本仕様書により請負者は、機器・材料等を運搬し、所定の場所にこれらを取付けるものとする。
- (2) 工事施工に伴い発生した撤去品等は、適正に運搬及び処理するものとする。なお、再生する際は、再生証明書を交付して適正に処理するものとする。

3-2 安全・工程管理

- (1) 工事用の電源の供給は協議すること。
- (2) 作業箇所の安全標識の取付け等の防護策は請負者において実施すること。なお、これに必要な器具・用具は請負者において準備すること。
- (3) 交換作業は平日日中とする。
- (4) 必要時は交通誘導員を配置すること、工事後は周辺の清掃を行うこと。
- (5) 取替作業に当たっては、クレーン吊り上げ能力を確認の上、安全に使用すること。

3-3 その他

工場整備において、本仕様に含まれない大きな異常が確認された際は速やかに発注者の現場監督員へ連絡し、必ずその後の対応に関して協議を行うこと。

第4節 試験及び検査

4-1 試験及び検査

主な試験及び検査の内容は次のとおりとするが、詳細については受注後打合せにより決定するものとする。

- (1) 電流値、絶縁抵抗値、振動等の測定及び異音・振動の有無の確認
- (2) 機器動作試験 起動、停止（自動、手動）
- (3) その他必要と認められるもの